

洋上風力事業を完遂させるための事業環境整備 及び新たな公募制度等について

2026年2月25日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

洋上風力の事業環境整備

- 第1ラウンド3海域の事業撤退を受け、関係審議会において撤退の要因分析等を実施。
- 今後の公募の在り方や既存事業の環境整備について、昨年末に取りまとめ。

新たな公募制度

- 黎明期にある我が国の洋上風力の導入を確実なものとする観点から、引き続きコスト低減は重視しつつ、事業完遂が可能な計画を高く評価する方向で、公募制度を見直す。
 - 適切な供給価格での入札がされるための価格点の設計
 - より精緻な事業実現性の採点
 - スケジュールの柔軟性の確保 等
- ⇒第1ラウンド3海域の再公募を含む今後の公募に適用。

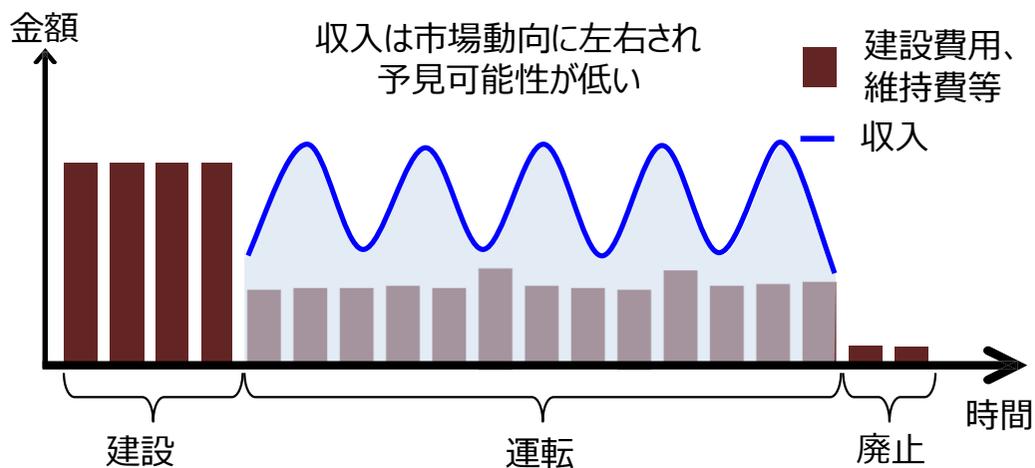
既存事業の環境整備

- 国内サプライチェーンの構築や人材育成等の産業基盤の確立はまだ緒についたばかり。初期の案件形成を着実に進めることで、産業基盤を構築していく必要。
 - 事業完遂の重要性及び公募の公平性の観点等を総合的に判断した結果として、第2ラウンド・第3ラウンドの事業について、以下の方針を取りまとめ。
 - ① 長期脱炭素電源オークションへの参加
 - ② 公募占用計画変更に係る柔軟な対応
 - ③ 一定要件下における海域占用許可の更新の原則化（※） 等
- （※） ③については既存事業のほか、今後公募する事業も対象。

(参考) 長期脱炭素電源オークションの概要

- 脱炭素電源への新規投資を促進するべく、**脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）**を、**2023年度から開始**。なお、FIT/FIP制度を適用する電源は参加対象とならない。
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には**固定費水準の容量収入を原則20年間得られる**こととすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。

〈電源投資の課題〉



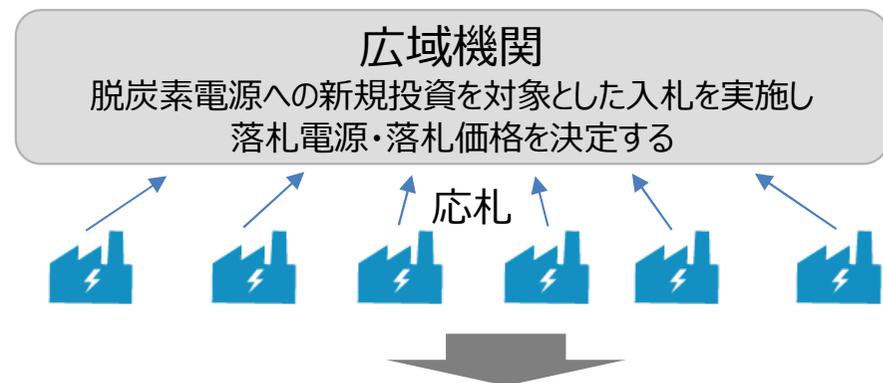
〈投資判断に必要な要素〉

①投資判断時に
収入の水準を
確定させたい



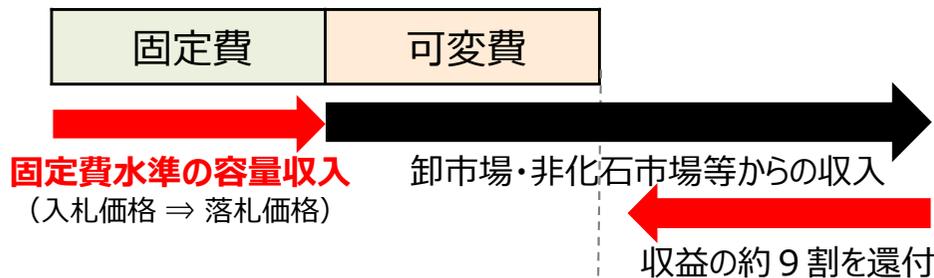
②投資判断時に
長期間の収入を確定させたい

〈制度のイメージ〉



①収入の水準

〈落札電源の収入〉



(※) 本制度での収入 = 落札価格 - 還付する収益

②収入の期間



一定要件下における海域占用許可の更新の原則化

- 本合同会議において、海域の占用期間に係る一般海域における公募制度の運用指針（以下、運用指針）の改訂案を提示し、改訂の方向性について、概ね了承をいただいたところ。
- 今後、パブリックコメントを経て、運用指針が改訂された場合、この運用指針の下、次回の公募占用指針を策定することとなる。
- 一方、これまでの第1～3ラウンドの公募占用指針における公募占用計画の認定有効期間終了後の扱いについては、策定当時の運用指針に基づき、規定されているところ、**今般の運用指針の改訂案を受けて、過去ラウンドの公募占用指針も同様の運用とする。**
- その際、選定後に実施される政策措置の適用に係る考え方に照らし、海域占用期間に係る第1～3ラウンドの公募占用指針を運用指針の改訂案に合わせて見直す措置は、以下のとおり評価することができる。
 - ① **政策措置の適用の必要性・合理性**
→**既存施設の有効活用**の観点からも運用指針が見直され、**各海域の運用を統一**するという点で**合理的**であり、**事業の予見性を確保する点から必要性**も認められる。
 - ② **公募における競争の要素に与える影響**
→この措置を適用したとしても、当初の占用期間については、再エネ海域利用法に基づき最大30年間であることは変わらず、**競争の公平性に影響は与えない**。
 - ③ **政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響**
→一定の要件の下、認定公募占用計画の有効期間終了後における当該促進区域内海域の**占用許可の更新を原則認めること**としたものであり、**公募占用計画の一体性は損なわれない**。
- 以上のことから、運用指針の改訂案を踏まえて、**第1～3ラウンドの海域の占用期間に係る公募占用指針について、早期に見直す予定**。ただし、公募占用指針の見直しに当たっては、運用指針を改訂した後に、パブリックコメントを実施することとなる。